

(平成19年3月31日以前開始事業年度又は連結事業年度分)

事前確定届出給与に関する届出書

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人	(フリガナ)			
		□ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人	法 人 名			
			納 税 地	〒		
			(フリガナ) 代 表 者 氏 名	印		
			代 表 者 住 所	〒		
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名			税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)			部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名				決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒			業 種 番 号	
					整 理 簿	
					回 付 先	☐ 親署 子署 ☐ 子署 調査課
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。						
記						
事前確定届出給与に係る職務 の執行を開始する日		平成 年 月 日				
事前確定届出給与等の状況		付表1 (No. ~No.)のとおり。				
事前確定届出給与の支給時期 及び支給金額を定めた日並びに その定めを行った機関等		(定めた日) 平成 年 月 日 (機関等)				
事前確定届出給与につき定期 同額給与による支給としない理 由及び事前確定届出給与の支給 時期を付表1の支給時期とした 理由						
事前確定届出給与対象者以外 の役員に対する給与の状況		付表2 (No. ~No.)のとおり。				
その他参考となるべき事項						

税 理 士 署 名 押 印	印
---------------	---

税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	整理簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認印
------------	----	-----	----------	-----	----	-------	-------	-----

事前確定届出給与に関する届出書（平成 19 年 3 月 31 日以前開始事業年度又は連結事業年度分）の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第 34 条第 1 項第 2 号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表 1 までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

区 分	届 出 期 限
平成 18 年 4 月 1 日以後 最初に開始する事業年度 又は連結事業年度	事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日（以下付表 1 までにおいて「職務執行開始日」といいます。）と当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間（法人税法第 13 条第 1 項（事業年度の意義）に規定する会計期間をいいます。以下付表 1 までにおいて同じ。）開始の日から 3 月を経過する日（保険業法第 2 条第 2 項に規定する保険会社にあつては、4 月を経過する日。以下「会計期間 3 月経過日」といいます。）とのいずれか早い日 ただし、上記のいずれか早い日が平成 18 年 6 月 30 日（当該保険会社にあつては、平成 18 年 7 月 31 日）以前の日となる場合には、平成 18 年 6 月 30 日（当該保険会社にあつては、平成 18 年 7 月 31 日） （注）このただし書による場合であっても、その職務執行開始日までに「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」が定められていることが必要です。
の事業年度又は連結 事業年度後の各事業年度 又は各連結事業年度	職務執行開始日と会計期間 3 月経過日とのいずれか早い日

（注）連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第 155 条の 6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

- 2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表 2 までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）のすべての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該事業年度に係る届出書を提出した後において、会計期間 3 月経過日までに新たな役員が就任し、かつ、当該役員の職務執行開始日までに当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。

- 3 各欄は、次により記載してください。

「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

「事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務執行開始日（定時株主総会の開催日など）を記載してください。

なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務執行開始日が異なる者がいる場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については平成○年○月○日」等と記載してください。

「事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ~No.)」には、付表1に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。

「事前確定届出給与の支給時期及び支給金額を定めた日並びにその定めを行った機関等」欄には「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関が事前確定届出給与の支給時期及び支給金額を定めた日並びにその定めを行ったこれらの機関の名称を記載してください。

「事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表1の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。

なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与をいいます。

「事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況」欄の「(No. ~No.)」には、付表2に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。

「その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。

「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

「 」欄は、記載しないでください。

- 他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。

付表1（事前確定届出給与等の状況）

No. _____

事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）				()			
事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日 （職務執行期間）				(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)			
当該（連結）事業年度				平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間				平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			

事前確定届出給与に関する事項	区分	支給時期（年月日）	支給金額（円）	事前確定届出給与以外の給与に関する事項	支給時期（年月日）	支給金額（円）
事前確定届出給与に関する事項	直前の会計期間	届出額	・ ・	事前確定届出給与以外の給与に関する事項	直前の会計期間	・ ・
		支給額	・ ・			・ ・
		届出額	・ ・			・ ・
		支給額	・ ・			・ ・
		届出額	・ ・			・ ・
		支給額	・ ・			・ ・
		届出額	・ ・			・ ・
		支給額	・ ・			・ ・
	当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間	届出額	・ ・		当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間	・ ・
		支給額	・ ・			・ ・
		今回の届出額	・ ・			・ ・
		今回の届出額	・ ・			・ ・
		今回の届出額	・ ・			・ ・
		今回の届出額	・ ・			・ ・
		今回の届出額	・ ・			・ ・
		今回の届出額	・ ・			・ ・
翌会計期間	今回の届出額	・ ・	翌会計期間	・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		

（規格A4）

付表 1（事前確定届出給与等の状況）の記載要領等

- この付表 1 は、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
- この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表 1 を作成してください。この場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。
- 各欄は、次により記載してください。

「事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日（職務執行期間）」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務執行開始日（定時株主総会の開催日など）及び職務執行期間（定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など）を記載してください。

「当該（連結）事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。

「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給金額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給金額
（支給済分） 「直前の会計期間」及び「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与	「届出額」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期及び支給金額 「支給額」欄： の事前確定届出給与の実際の支給時期及び支給金額
（支給予定分） 「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出額」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与の支給時期及び支給金額

「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与の支給時期及び支給金額を記載してください。

（注）この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

退職給与

法人税法第 54 条第 1 項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権による給与

及び 以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

付表 2 (事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況)

No.

事前確定届出給与対象者 以外の役員の氏名 (役 職 名)	()	事前確定届出給与対象者 以外の役員の氏名 (役 職 名)	()
支給時期 (年月日)	支給金額 (円)	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
事前確定届出給与対象者 以外の役員の氏名 (役 職 名)	()	事前確定届出給与対象者 以外の役員の氏名 (役 職 名)	()
支給時期 (年月日)	支給金額 (円)	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	

(規格 A 4)

付表 2（事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況）の記載要領等

1 この付表 2 は、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。

なお、複数枚にわたる場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。

2 「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度において、この届出に係る事前確定届出給与対象者以外の役員に対して支給した、又は支給しようとする給与の支給時期及び支給金額を、その役員ごとに記載してください。

（注）この給与には、次の給与を含みません。

退職給与

法人税法第 54 条第 1 項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権による給与

及び 以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与